

5

利用料金体系等

(通所型サービス)

①介護保険に基づく要介護度毎の料金

介護サービス利用料金(1月のご利用金額)

※(厚生労働大臣が改正する場合があります)

【令和8年4月1日施行】

認定区分 利用時間	事業対象者 要支援1	事業対象者 要支援2
3時間～4時間	436円/回(1月4回まで) 1,798円/月(1月5回以上)	447円/回(1月8回まで) 3,621円/月(1月9回以上)
4時間～5時間		
5時間～6時間		
6時間～7時間		
7時間～8時間		
8時間～9時間		

その他

※ 介護職員等処遇改善加算(I) = 施設の給付費(介護報酬) × 加算率(9.2%) の1割

【利用料金について注意事項】

通所型サービスは利用回数により料金を変更します。

途中で要支援度を変更した場合、要介護→要支援または事業対象者、要支援または事業対象者→要介護 となった場合のみ日割り計算を行います。

②介護保険対象外の料金

食事は1回あたりの料金です。

食事代	おむつ・レク原材料	【キャンセル料金】
650円	実費	利用日の当日、午前9:00までに連絡がなかった場合は、650円を頂きます。

(通所介護)

①介護保険に基づく要介護度毎の料金

介護サービス利用料金（1回のご利用金額）

※（厚生労働大臣が改正する場合があります）

【令和8年4月1日施行】

分 利用時間	認定区 (要介護)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	3時間～4時間		3 9 2 円	4 4 5 円	5 0 1 円	5 5 5 円
4時間～5時間		4 1 0 円	4 6 6 円	5 2 4 円	5 8 2 円	6 3 8 円
5時間～6時間		5 9 2 円	6 9 5 円	7 9 9 円	9 0 2 円	1,006円
6時間～7時間		6 0 6 円	7 1 1 円	8 1 8 円	9 2 3 円	1,030円
7時間～8時間		6 8 0 円	7 9 9 円	9 2 2 円	1,045円	1,170円

その他

※ 介護職員等処遇改善加算（I）＝施設の給付費（介護報酬）×加算率（9.2%）の1割

加算される料金	入浴介助加算	40円
---------	--------	-----

尚、1ヶ月の負担が下記の表中の金額を超えた場合には、その超える額が高額介護サービス費として保険給付が行われます。

【令和3年8月1日現在】

設定区分	対象者	負担の上限額（月額）
第1段階	①生活保護受給者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	①15,000円（個人） ②15,000円（世帯） ③24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第2段階	市町村民税世帯非課税のうち公的年金収入金額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	24,600円（世帯）
第4段階	①市区町村民税課税世帯～課税所得380万円（年収約770万円）未満 ②課税所得380万円（年収約770万円）～690万円（年収約1,160万円）未満 ③課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	①44,400円（世帯） ②93,000円（世帯） ③140,100円（世帯）

※75歳以上の方は後期高齢者医療制度により、高額医療・介護合算制度が適用されます。

②介護保険対象外の料金

食 事 代	おむつ・レク原材料	【キャンセル料金】 利用日の当日、午前9:00までに連絡がなかった場合は、650円を頂きます。
6 5 0 円	実 費	